宇 個 審 答 申 第 6 号 平成 1 4 年 1 2 月 1 8 日

宇治市長 久保田 勇 様

宇治市個人情報保護審議会 会長 初宿正典

宇治市個人情報保護条例第27条の規定に基づく諮問について(答申)

平成14年9月27日付け14宇市民第207号-1により諮問のありました下記の件について、次のとおり答申します。

記

「住民基本台帳ネットワークシステムへの個人情報の提供中止請求」についての個 人情報取扱事務中止請求拒否決定に対する異議申立てについての諮問

第1 結論

宇治市長(以下「実施機関」という。)の決定は、妥当である。

なお、住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)と 個人情報保護との問題は、国民的な議論になっており、異議申立人の主張には理 解できるところがあるので、当審議会は実施機関に対し、別紙のとおり建議する。

第2 異議申立ての経過

1 個人情報取扱事務中止請求書の提出及びその受理

平成14年8月8日、異議申立人は、宇治市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第22条の規定により、実施機関に対し、住基ネットへの異議申立人の個人情報の提供中止を請求内容とする個人情報取扱事務中止請求書の提出を行った。

実施機関は、同日付けでこれを受理した。

2 実施機関の請求内容に該当する事務の特定

実施機関は、請求に係る個人情報取扱事務(以下「本件事務」という。)を「住民基本台帳に関する事務のうち電気通信回線を通じて京都府知事に対して行う通知」事務であると特定した。

3 本件事務の中止請求に係る決定

同年9月5日、実施機関は、条例第23条第1項の規定による個人情報取扱事務中止請求拒否決定処分(以下「本件決定」という。)を行い、同日付けでこれを通知した。

4 異議の申立て

同年9月12日、異議申立人は、本件処分を不服として異議申立てを行った。

第3 異議申立ての趣旨

1 申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件事務の中止を求める。

- 2 主張
 - (1) 異議申立書は別紙1のとおりである。
 - (2) 異議申立人は、自身の意思により意見書を提出しないで、意見陳述を行った。 その概要は以下のとおりである。

ア 住基ネットの問題点について

住基ネットには二つの大きな問題がある。一つは住基ネットの利便性がわかりにくいということであり、もう一つは全国的なネットワークシステムと

することによる安全面の問題である。

宇治市は住基ネットへの接続を常時は行っていないが、これは宇治市自身が住基ネットの安全性に疑問を持っていることを示している。また、このことはハッカー対策や職員を加害者にしないということについての対策であって、市民の自己情報コントロール権を守るということにはつながっていない。

イ 全国の状況と宇治市のとるべき措置について

中野区は国に対して照会を行い、それに対して明確な回答が得られなかったため住基ネットから離脱した。宇治市も国に対して同じように要望をしているが、それに対して2ヶ月間何の措置もとられていないのであるから、宇治市は一定の判断をするべきである。選択方式をとる横浜市では、全住民の約4分の1にあたる約80万人が不参加表明をした。不参加表明を行うには一定の手続きが必要であることから、潜在的な不参加希望者の割合は相当高い。住基ネットは、全国的ネットワークとしては既に破綻している。

ウ 法令と条例について

現状では、個人情報保護法制が整備されておらず、国の制度として自己情報コントロール権が保障されていないから、国に対する個人情報は守る方法がなく、条例によってしか守ることができない。このような状況で実施される住基ネットと「条例の精神」とは齟齬が生じているのだから、宇治市は「条例の精神」を貫くべきである。「法令があるから仕方がない」ということでは、条例が無意味なものになってしまう。そのためには、例えば第10条の「法令の規定に基づく場合を除いて」という例外規定を削除するなど、条例の改正も考えるべきである。

エ 主張する結論について

宇治市は、条例の精神を貫き、「市民を守る」という立場に立って判断を するべきである。「利便性がある」「安全である」と明確に示すことができな いのなら住基ネットへの接続をやめるべきである。

第4 実施機関の理由説明の趣旨

別紙2のとおり。

第5 判断

1 基本的な考え方

本件事務は住民基本台帳法第30条の5の規定に基づく事務である。すなわち、住民基本台帳法第30条の5は「市町村長は、住民票の記載、消除又は第7条第1号から第3号まで、第7号及び第13号に掲げる事項[省略]の全部若しくは一部についての記載の修正を行つた場合には、当該住民票の記載等に係る本人確認情報[省略]を都道府県知事に通知するものとする。」と規定しており、本条

は義務規定であると解釈されることからすれば、条例の中止請求権に基づいて本件事務を中止することができるかどうかについては、たしかに疑義のあるところである。しかし、住基ネットと個人情報保護の在り方が国民的議論となっているという事実および複数の地方公共団体が住基ネットから離脱しているという現状に鑑み、当審議会としては住民基本台帳法における個人情報保護措置を検証した上で、本件事務の条例第9条第1項該当性につき審査する。

- 2 住民基本台帳法における個人情報保護措置の検証
 - (1) 住民基本台帳法における個人情報保護措置は概ね以下のとおりである。

ア 本人確認情報

市町村長が都道府県知事に通知し、都道府県知事が国・その他の地方公共 団体の機関等に提供する本人確認情報は、氏名、住所、年齢、性別、コード 番号及びそれらの変更情報に限定され(第30条の5第1項)、政令で保存 期間を定めることとされている(第30条の5第3項)。

イ 第三者機関

都道府県に本人確認情報の保護に関する審議会を、指定情報処理機関には本人確認情報保護委員会を設置することとしている。(第30条の9、第30条の15)

ウ 利用・提供の制限

都道府県知事が本人確認情報を利用することができる場合を限定している (第30条の8)。都道府県知事が本人確認情報の提供を行う、国・地方公 共団体の機関等及びその事務を限定している(第30条の7第3項から第 6項)。

都道府県知事及び指定情報処理機関及び、本人確認情報の受領者に対して、 法令の定める範囲を超えて本人確認情報の利用又は提供を行うことを禁止し ている(第30条の30、第30条の34)。

工 開示請求権等

住民基本台帳に記載されている者は、住民票コードの記載の変更を請求することができる。(第30条の3)。

何人も都道府県知事又は指定情報処理機関に対して、自己の本人確認情報 の開示を請求することができる(第30条の37)。

自己の本人確認情報の訂正・追加・削除の申出を行うことができる(第30条の40)。

才 秘密保持義務

指定情報処理機関の役職員等、本人確認情報の電子計算機処理に従事している都道府県又は市町村の職員等、本人確認情報の電子計算機処理に従事している受領者の職員等に対して秘密保持義務を課し(第30条の17、第30条の31、第30条の35)、これに違反した者には2年以下の懲役又は

100万円以下の罰金が科される(第42条)。

カ その他

本人確認情報の安全確保の措置の義務付け、住民票コードの告知要求制限、住民票コードの利用制限等が規定されている。

(2) 住民基本台帳法には個人情報保護措置が講じられているが、現時点では包括 的な個人情報保護法制の整備ができておらず、市町村また全国的なネットワー クシステムの安全性を確保するための技術的な不安を拭うことができていない。 住基ネットは法制度面及び技術面において、なおいくつかの問題を残している ものと考えられる。

しかし、上で述べたとおり、住民基本台帳法は個人情報の保護に関して一定の法的措置を講じており、全くその配慮を欠くものとは言えず、したがって、住民基本台帳法と条例の精神が齟齬しているとまで言い切ることはできない。 それゆえ、実施機関が住民基本台帳法の規定には従わざるを得ないと判断したことはやむを得ないところである。

3 第9条第1項該当性

本件事務については、条例第9条第1項の「提供の制限」との関係が問題となる。条例第9条第1項は「実施機関は、個人情報を当該実施機関以外の者に提供してはならない。」として、個人情報の提供を原則的に禁止する一方で、「次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。」とする例外規定を設け、その第1号で「法令に基づくとき。」を規定している。本件事務は住民基本台帳法第30条の5第1項の規定に基づく京都府知事への通知事務であるから、第1号の例外に該当することは言うまでもない。よって本件事務は条例第9条第1項の規定に違反しない。

第6 結語

以上のことから、結論のとおり答申する。

本件異議申し立ての経過

年月日	経 過
平成14年8月8日	個人情報取扱事務中止請求
平成14年9月5日	個人情報取扱事務中止請求拒否決定
平成14年9月12日	個人情報取扱事務中止請求拒否決定処分に対する異議申 立て
平成14年9月27日	個人情報保護審査諮問
	実施機関から理由説明書収受
平成14年10月16日	異議申立人から意見聴取 (平成14年度第2回審議会)
	実施機関による理由説明聴取(平成14年度第2回審議 会)
平成14年11月8日	審査(平成14年度第3回審議会)
平成14年12月5日	審査(平成14年度第4回審議会)
平成14年12月18日	答申

14字個審第6号 平成14年12月18日

宇治市長 久保田 勇 様

宇治市個人情報保護審議会 会長 初宿 正典

住基ネットにかかる個人情報保護に関する措置について(建議)

高度情報化に対応し、住民の利便性の増進及び行政機関の合理化を図るため平成1 1年度に住民基本台帳法が改正され、本年8月5日に施行された。これにより住基ネットが整備され、市町村の区域を越えた住民基本台帳事務の処理及び国等に対して本人確認情報の提供が行われている。

しかし、住基ネットは広く国民の理解を得ているとは言い難い状況にある。行政機関の窓口での申請・届出等の際に住民票の写しの提出を省略することを可能にし、来年8月からは住民票の交付が全国どこからでも受けられる等の住民の利便性が謳われる一方で、個人情報保護法制の未整備及びセキュリティ技術面の不安から、国・都道府県等による本人確認情報の不正な取扱い、本人確認情報の漏洩、第三者による本人確認情報の窃取、悪用等が懸念されている。また、将来的に取扱事務や項目の拡大が危惧されているのも事実である。

このような状況のもと、当審議会としては個人情報保護の観点から宇治市を含む国、 都道府県、市町村等は住民基本台帳制度の正しい理解を広めること及び、条例を含む 個人情報保護法制の整備と技術面での住基ネットの全国的水準を高めていく責務があ ると考える。

その中で、宇治市は「市政だより」への記事の掲載、住基ネット専用電話の設置等の広報活動を行い、セキュリティシステム構築に努め、国に対しては包括的な個人情報保護法制の整備とセキュリティ基準の提示を求める要望するなど、一定の活動を行っていることは認められるところである。

しかし、当審議会としては、上記責務のより一層の実行が必要であると考え、平成 14年12月18日付宇個審答申第6号・第7号により答申を行うに際し、宇治市個 人情報保護条例第36条第2項の規定により、宇治市長に下記のとおり建議する。

1 広報活動の継続的な取組みについて

実施機関がこれまでに3回にわたる「市政だより」への記事掲載、ちらしの窓口配布、住基ネット専用電話の設置等、一定の広報活動を行ってきていることは認められる。しかし、異議申立人が主張するように、未だ住基ネットについての正しい知識が広く行き渡っていないのも事実である。

よって、実施機関は継続的な広報活動に努めるべきである。

2 国等への働きかけについて

実施機関が住基ネットに常時接続を行わず、システム保守の委託を行わないなど、住民情報事件の反省を踏まえながら慎重な対応を行っていることは認められる。しかし、住基ネットの安全対策は一地方公共団体の対策で完結することではなく、国・他の全ての地方公共団体が一体となって取り組まなければならない問題である。よって、実施機関は、国に対して提出した要望書の実施を求めて、より一層の努力をするべきである。